

●いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の概要

（定義）

第2条 対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 2 「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 3 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒
- 4 「保護者」とは、親権を行う者

国が定める「いじめ防止基本方針」（法第11条）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 |
|--|



地方公共団体が定める「地方いじめ防止基本方針」（法第12条）

※国の基本方針を参酌し策定に努める。



学校が定める「学校いじめ防止基本方針」（法第13条）

※国の基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、基本的な方針を定める。

市内小中学校は策定済み。
